

令和8年6月1日から診療報酬改定の為、 入院時の食事療養費の負担額が変わります

令和8年度診療報酬改定に伴い、厚生労働省の定める入院時食事療養費の標準負担額（患者の皆様のご負担額）が改定されます。近年の食材料費・物価の高騰に対応するため国が制度を見直したもので、2026年（令和8年）6月1日より適用されます。

入院時の食事療養の標準負担額（患者様負担分）			
所得区分		令和8年5月まで	令和8年6月から
義務教育就学後～ 69歳までの患者様	70歳以上の患者様	※全医療機関共通の負担金額となります	
区分ア	現役並みⅢ	1食 510 円 (1日3食 1,530 円)	1食 550 円 (1日3食 1,650 円)
区分イ	現役並みⅡ		
区分ウ	現役並みⅠ		
区分エ	一般		
区分オ	低所得Ⅱ	1食 240 円 (1日3食 720 円)	1食 270 円 (1日3食 810 円)
	90日を超える 入院の場合	1食 190 円 (1日3食 570 円)	1食 220 円 (1日3食 660 円)
	低所得Ⅰ	1食 110 円 (1日3食 330 円)	1食 130 円 (1日3食 390 円)
指定難病（特定疾患）の患者様		1食 300 円	1食 330 円
		(1日3食 900 円)	(1日3食 990 円)

※上記負担金額は流動食のみを提供する場合以外となっております

ご理解とご協力をお願い致します。